

個人情報の目的外利用・提供禁止原則の適用除外（岐阜県個人情報保護条例第7条第2項）の類型に次の類型を加えることは適当である。

(1)岐阜県個人情報保護条例第7条第1項第5号

類	型	目的外に利用・提供する理由
	岐阜県情報公開条例第6条各号の規定に照らし明らかに非公開とする理由がない個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供するとき。	<u>明らかに非公開とする理由がない個人情報（岐阜県情報公開条例解釈運用基準において同種の個人情報を公開することが明示されているもの、判例において同種の個人情報を公開すべきと判断されているもの等をいう。）は、</u> 実施機関内部で利用し、又は他の実施機関若しくは他の行政機関等に提供することにより、利用先又は提供先において、事務を迅速、適正に実施することができ、また、住民の負担の軽減、行政サービスの向上を図ることができることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。

(2)岐阜県個人情報保護条例第7条第1項第6号

類	型	目的外に利用・提供する理由
	岐阜県情報公開条例第6条各号の規定に照らし明らかに非公開とする理由がない個人情報を他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人以外のものに提供するとき。	<u>明らかに非公開とする理由がない個人情報（岐阜県情報公開条例解釈運用基準において同種の個人情報を公開することが明示されているもの、判例において同種の個人情報を公開すべきと判断されているもの等をいう。）は、</u> 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人以外のものに提供することにより、住民の負担の軽減、行政サービスの向上を図ることができることから、目的外提供を認める必要があるため。

（諮問内容について下線部のとおり修正を加えた理由）

「明らかに非公開とする理由がない」という文言について、情報公開条例解釈運用基準で公開することが明示されている場合や、判例により公開すべきと判断されている場合などの例を示すことにより、具体的な事案において実施機関が適切に運用できるようにするため、下線部のとおり修正する。